

大規模災害時における業務連携(CIVIL3)協定書

一般社団法人 滋賀県測量設計技術協会(以下「滋賀測協」)、一般社団法人 大阪府測量設計業協会(以下「大阪府測協」)、一般社団法人 関西地質調査業協会(以下「関地協」)および一般社団法人 建設コンサルタンツ協会近畿支部(以下「建コン協近畿」)(チーム名称:CIVIL3)は、近畿地方(近畿地方整備局管内)における大規模災害等に関する緊急的な災害対策業務(以下「本業務」)に関し、以下の条項の協定(以下「本協定」)を締結する。

(協定の目的)

第1条 本協定は、南海トラフ巨大地震等の大規模な自然災害発生時に、被災地域の住民の支援と安全確保、被災構造物の応急復旧等の緊急的な災害対応活動を、上記4団体が連携して実施することにより、社会の要請に的確に応えることを目的とする。

(連携する業務)

第2条 上記4団体は、次の業務を連携して実施する。

- (1) 発災直後の情報収集と被災状況の把握
- (2) 道路・河川等公共施設管理者からの二次災害の防止等緊急的な要請に伴う技術支援
- (3) 上記に関連する事業

(業務の範囲)

第3条 本業務は、発災直後からの上記4団体が連携して行う緊急的な情報収集、調査、及び技術支援等の一連の業務を含むものとする。

- 2 上記4団体が単独で締結している災害協定の各々の業務の範囲を優先する。

(代表者の設置)

第4条 本業務の実施について、対外的に代表者を必要とする場合には、上記4団体で協議の上、決定する。

- 2 代表者は、本業務の実施に関し、上記4団体を代表して、対外的連絡調整を行うものとする。
- 3 代表者は、上記4団体に対して対外連絡調整の経過及び結果を漏れなく伝えるものとする。

(有効期間等)

第5条 本協定の存続期間は、1年とする。

- 2 前項の存続期間は、上記4団体の同意を得て、これを延長することができる。
- 3 延長時に、適宜協定内容の見直し、検討を行う。

(誠実協議)

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定の各条項の解釈に疑義が生じた場合には、各当事者は誠実に協議のうえ対処するものとする。

以上を証するため、本書4通を作成し、上記4団体代表者で記名捺印の上、各1通ずつ保管する。

平成31年3月18日

一般社団法人 滋賀県測量設計技術協会
会長

田中伸明

一般社団法人 大阪府測量設計業協会
会長

比川育夫

一般社団法人 関西地質調査業協会
理事長

小島國彦

一般社団法人 建設コンサルタンツ協会
近畿支部 支部長

兼塚卓也